

(仮称) 長野市子どもの権利条例の骨子案

(主な内容) についてご意見を募集します。

長野市では、「長野市子どもの権利条例」の骨子案(主な内容)について、みなさんからご意見を募集します。

条例の内容を読んで、みなさんの思ったことなどを聞かせてください。

みなさんからいただいたご意見は、条例にどのように反映していくのか、長野市で考えをまとめて、長野市ホームページに掲載します。

1 意見の募集期間

令和7年5月13日(火)～6月12日(木)

2 意見の提出方法

① 長野市ホームページから意見を送る。

二次元コードから読み取り、意見を記入してください。

ホームページアドレス

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n115500/contents/p006176.html>



② 郵送で意見を送る

〒380-8512 長野市役所 こども未来部 こども政策課あて
6月12日(木)までに届くようにしてください。

③ ファクスで意見を送る

意見用紙に意見を書いて、ファクスで送ってください。

ファクス番号 026-224-7648

- ④ ^{でんし}電子メールで^{いけん}意見を^{おく}送る
^{いけん}意見用紙に^{いけん}意見を^{きゆう}記入して、^{でんし}電子メールで^{おく}送ってください。
メールアドレス ko-seisaku@city.nagano.lg.jp

- ⑤ ^{しやくしよ}市役所や^{ししよ}支所に^{ちよくせつとど}直接届ける
^{いけん}意見用紙に^{いけん}意見を^か書いて、^{ちよくせつ}直接^{しやくしよ}市役所や^{ながのし}長野市の^{ししよ}支所に^{とど}届けてくだ
さい。

^{しやくしよ}市役所^{だいにちようしや}第二庁舎^{かい}2階 ^{せいさくか}こども政策課
^{しやくしよ}市役所^{だいいちちようしや}第一庁舎^{かい}3階 ^{ぎようせいしりよう}行政資料コーナー
^{ながのし}長野市^{ししよ}の支所

^{ちよくせつとど}直接届ける場合は、^{ばあい}月曜日～^{げつようび}金曜日^{きんようび}の午前8時30分^{ごぜん}から午後5時15分^{ごご}までに届けてください。

※^{どようび}土曜日、^{にちようび}日曜日、^{しゆくじつ}祝日はお休みです。

^とお問い合わせ^あ

^{ながのし}長野市 ^{みらいぶ}こども未来部 ^{せいさくか}こども政策課

〒380-8512 ^{ながのし}長野市^{おおあざつるがみどりちよう}大字鶴賀^{ばんち}緑町1613番地

^{でんわ}電話 026-224-6796

ファクス 026-224-7648

メール ko-seisaku@city.nagano.lg.jp

ながの子育て
応援キャラクター

サイまる



長野市子どもの権利条例骨子案の紹介

○子どもの権利ってなに？

すべての子どもが、その命を守られ、健やかに、自分らしく、安心してすごせるために必要なものです。

【4つの原則】

- ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- ・差別の禁止（差別のないこと）
- ・生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）

○子どもの権利条例ってなに？

まわりの大人たちの役割を決めて、子どもの権利を保障し（守り）、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちをつくることを目的として、長野市がつくるルール、約束事です。

○どのようにしてつくられたのですか？

長野市では、小学生、中学生、高校生を対象としたワークショップや、アンケート調査、子どもや子育てを支援する人などから話を聴いてきました。

いただいた意見をもとに、長野市と長野市議会で話し合いを行い、条例をつくっています。

○この条例の子どもの年齢は

0歳から18歳未満と、権利を認めることが適当と考えられる人を対象としています。

ながの し こ けん り じょうれい ないよう 長野市子どもの権利 条例の内容

1 じょうれい もくてき 条例の目的

- 子どもの権利を保障する（守る）ために、大人の役割を明らかにします。
- 子どもにとって最もよいことは何かを考え、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組みます。

2 おとな やくわり 大人の役割

【市】

- 子どもに関する取組を行います。
- 子育てに必要な支援を行います。
- 子どもの健全な成長のため、保護者や市民などの大人と協力します。

【保護者】

- 必要な協力をもらいながら、子どもが健全に育つ家庭環境づくりをします。
- 子どもの意見を大切にし、子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができるようにします。

【市民】

- 子どもに関する取組に協力します。

【学校、保育所など（育ち学ぶ施設といいます。）】

- 子どもが学び、行動する力を身に付けるように支え、子どもの意見を大切にします。
- 子どもが周りの人の権利を大切にすることができるように支援をします。
- 子どもが安心して過ごせるようにします。

【地域】

- 子どもが安全で安心して遊び、学べる環境づくりをします。
- 子どもが健やかに育ち、保護者や家庭が安心して子育てをすることができるようになります。
- 子どもが、いろいろな体験をする機会を提供します。

【事業者】

- 子どもが健やかに育つための取組に協力します。
- 仕事と子育てが両立できるようになります。

3 具体的な取組

【意見の表明】

- 子どもは、自分の意見等を伝えることができ、意見が大切にされます。
- 子どもは、意見を伝えたことで不利な扱いを受けません。

【子どもの居場所】

- 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりをします。

【子どもの育ちへの支援】

- 子どもがいろいろな体験をすることができる場や機会の提供を行います。

【安心、安全な環境づくり】

- 子どもを犯罪、事故、災害などから守ります。

【プライバシーの保護】

- 子どものプライバシーが保護されるようにします。

【子育て家庭への支援】

- 保護者が安心して子育てをすることができるように支援します。
- 子どもが安心して生活するための支援を行います。

【虐待、いじめ、差別などへの取組】

- 虐待、いじめ、差別などの予防と早期の発見をします。
- 虐待、いじめ、差別などを受けていると思われる子どもには、必要な支援を行います。

【相談・救済】

- 子どもが悩んでいることや、困っていることなど相談しやすい環境をつくりまします。
- 相談された内容について、すみやかに対応し必要な支援を行います。

4 子どもの権利を保障する（守る）ために

【子どもオンブズパーソン】

- 子どもは、悩んでいることや困っていることを子どもオンブズパーソンに相談できます。
- 子どもオンブズパーソンは、子どもからの困りごとなどの相談を受け、一緒に解決する方法を考えます。

5 条例の内容を実行するために

【すべての大人との連携】

- すべての大人が協力して子どもに関する取組を行います。

【子どもに関する計画】

- 子どもに関する市の取組を進めるため、計画をつくりまします。

【広報・啓発】

- 子どもの権利について、みなさんに知ってもらうための活動を行います。

【財政上の措置】

- 子どもに関する市の取組を行うため、必要な予算（お金）を確保するようにまします。